

## 中谷地区(中田地区)実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
石川町	中谷地区(中田地区)	令和4年1月31日	令和4年1月31日

### 1 対象地区の現状について

①地区内の耕地面積	191ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	173ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	77.97ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	33.90ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	10.9ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

### 2 対象地区の課題

<p>中田地区の農地の状況については、70歳以上で後継者未定の耕作面積が33.90ha、中心経営体の引き受け意向のある耕作面積が0haであり、農地引き受け意向のある中心経営体は存在せず、今後地区の農業を守り維持していくためには後継者の確保、育成が必要である。</p> <p><b>【地域の話し合いにおいて出された課題】</b></p> <p>①担い手の高齢化が著しく、後継者もいないため農地の維持が難しい。</p> <p>②米価が安く、所得が低いため後継者がいる家でも農家をやりたがらない。</p> <p>③草刈り、鳥獣害、高齢化、後継者不足等、一つではなく農業をするうえでの課題が山積しているため、営農を続ける意欲がそがれている人が多い。</p>
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>中田地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者 3名その他 4経営体が担っていくほか、地域のライスセンターのような役割を担っている農業者1名に集約を行う。また、今後地域内に新規就農者や後継者が就農した場合には中心経営体に位置づけ農地の集積・集約化により効率的に活用していく。</p>
---

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	7経営体		7.1 ha		7.1 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>・農業所得向上のための取り組み 地域の畜産農家と協力し、稲WCSや飼料用トウモロコシを作付けし、またたい肥等をほ場に入れることにより地域内で資源循環を行い、労力の削減・費用の低減・経営所得安定対策等補助金による所得の安定を図る。</p>
<p>・基盤整備への取り組み方針 農地の引き受け手となる農業者の意欲をそがないよう、地域で環境整備(ほ場条件の改善等)を行い、整備した農地を中心経営体へ集約・集積する。</p>
<p>・多面的組織、中山間協定の活用方針 現在中田地区に存在する中山間協定は1つのみであることから、農地の維持のために別地域でも多面的組織、中山間協定を活用できないかを検討する。</p>